

議案第 9 2 号

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

平成 24 年 9 月 28 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。